

4 三総契第514号  
令和5年1月30日

事業者 各位

三鷹市長 河村 孝  
(公印省略)

### 契約約款の一部改正について

三鷹市契約約款の一部を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1 対象となる約款

- (1) 三鷹市委託契約約款
- (2) 三鷹市印刷製本契約約款

#### 2 主な改正内容

令和4年第4回三鷹市議会定例会にて、三鷹市個人情報保護条例が全部改正され（令和4年三鷹市条例第26号）、令和5年4月1日から施行されるが、改正後の同条例においては、罰則に関する従前の規定は一部を除き存置しないこととなった（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に依る。）。これに伴い、三鷹市委託契約約款第19条の2（委託者の催告によらない解除権）第12号について文言を改める。また、同定例会において三鷹市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年三鷹市条例第29号）が新たに制定され、同じく令和5年4月1日より施行されることから、同条例に関する規定を整備する。併せて、三鷹市印刷製本契約約款についても同趣旨の規定を整備する。

#### 3 改正年月日

令和5年4月1日

お問い合わせ先

三鷹市総務部契約管理課契約係  
電話0422-29-9172（直通）